

北九州市地域中核企業新規事業等創出伴走支援業務委託に関するQ & A

令和8年6月19日時点

質問 (Q)	回答 (A)
<p>仕様書 3 目的 5 業務内容 昨年度(令和7年度)に実施された同事業に関して、差し支えない範囲で構いませんので、支援対象となった企業の「具体的な取組内容」「受託者による支援内容」および「最終的な成果・実績」をご教示いただくか、参考となる公開資料等があればご提示をお願いいたします。</p>	<p>下記の北九州市HP内に公開しています。なお、これ以上の情報は公開しておりません。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/099_00003.html</p>
<p>仕様書 5 業務内容 (1) 対象企業の抽出 受託者が対象企業を抽出するにあたり、北九州市様が保有されている条件に合致する企業(売上高概ね30億円~500億円)のベースとなるリストや候補情報の提供を受けることは可能でしょうか。それとも、受託者が独自の手法・ネットワークのみで企業を特定することを前提とされていますでしょうか。 また、最終的に4社程度の選定につなげるにあたり、(1)の段階で市へ提示すべき「抽出リストの社数」について、目安となるボリュームがあればご教示ください。</p>	<p>市からのリストや候補情報の提供については、受託者と協議のうえ必要に応じて提供します。 また、抽出者数について、市からの指定はございません。受託者において、必要と判断する社数を抽出してください。</p>
<p>仕様書 5 業務内容 (4) 伴走支援 「計画書の具体化及び実行に向けた伴走支援」とありますが、本委託期間内(令和9年3月12日まで)における最終的な成果物としては「計画書のブラッシュアップや体制整備」までが主眼でしょうか。それとも、期間内に「実際の事業ローンチ(上市)」や「具体的な実証実験(PoC)の開始」までを求められるものという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>成果物は、選定企業が申請した計画を起点に、受託者が実施したその具体化及び実行に向けた伴走支援の実績報告です。 そのため、ご質問にある「計画書のブラッシュアップや体制整備」、「実際の事業ローンチ(上市)」、「具体的な実証実験(PoC)の開始」などを必ずしも求めるものではございません。</p>
<p>仕様書 5 業務内容 (1) 対象企業の抽出~(4) 伴走支援 昨年度(令和7年度)のQ&Aでは、伴走支援の担当は「原則として受託者の団体に所属する従業員が対応することを想定している」とのご回答がありました。今年度においても同様の想定でしょうか。また、受託者がプロジェクトを統括・管理することを前提に、受託者と業務委託契約等を結んだ外部の専門家(中小企業診断士や技術士など)をチームに組み込み、対象企業への訪問や伴走支援の主担当の一部を担わせることは可能でしょうか。</p>	<p>昨年度(令和7年度)と同様とします。 また、外部の専門家が主担当の一部を担うことについては、市との協議のうえ判断します。ただし、委託業務の大部分を外部が担うなど、再委託と見なされる内容については原則不可とします。</p>

質問 (Q)	回答 (A)
<p>仕様書 5 業務内容 (2) 対象企業の訪問による意向・課題の把握 (3) 申請に向けた意欲喚起 (4) 伴走支援 対象企業への訪問や伴走支援(面談等)について、「対面(現地訪問)」が必須要件となる回数や頻度の指定はありますでしょうか。オンラインを活用したハイブリッド型の支援も可能でしょうか。また、市との連携・協議についても、想定されている頻度や開催形式(対面・オンライン等)があればご教示ください。</p>	<p>「対面(現地訪問)」の回数や頻度の指定はなく、オンラインを活用したハイブリッド型の支援も可能とします。ただし、選定企業の意向を確認のうえ、可能な限り選定企業の意向に沿った形式での支援に努めてください。 市との連携・協議についても同様とします。</p>
<p>仕様書 5 業務内容 (4) 伴走支援 エ 外部資源の活用及び推進体制の整備 「専門家等と選定企業が直接契約することにより発生する費用は、選定企業の負担とする」とありますが、本委託事業の予算内から、外部の専門家を謝金等の形で受託者が手配・招聘することは可能でしょうか。</p>	<p>可能とします。</p>
<p>仕様書 5 業務内容 (4) 伴走支援 仕様書において「4社程度」と記載されていますが、本事業の予算上限額内で効率的な支援体制を構築し、5社以上の企業に対して伴走支援を行う提案をした場合、審査においてプラスの評価対象となりますでしょうか。それとも、あくまで4社に対する支援の「深さ(質)」を最優先に求めておられますでしょうか。</p>	<p>選定企業数の上乘せ、支援の「深さ(質)」は、ともに評価の対象となり得ます。 提案書の内容を総合的に審査し、評価を実施します。</p>
<p>審査要領 「表1」 評価項目 5 業務実績 「国又は地方自治体における地域中核企業・中堅企業への伴走支援等の類似業務実績」とありますが、民間企業・業界団体・金融機関等からの直接受託による同様の伴走支援実績についても評価対象に含まれますでしょうか。含まれる場合、自治体からの受託実績と同等に評価していただけますでしょうか。</p>	<p>民間企業・業界団体・金融機関等からの直接受託による同様の伴走支援実績については、「評価項目5 業務実績」としては評価対象外とします。 ただし、必要に応じて、他項目を含む総合的な評価の際の参考情報として活用する場合はございます。</p>